

ふじおか義英 県議が 11 月 28 日、11 月県議会（11/22～12/8）一般質問に立ちました。質問と答弁の要旨を紹介します。



＊ ＊ 現場と県の食い違い多々-同意書無断作成問題- ＊ ＊

森林整備を行う事業で、地域で協議会を立ち上げて所有者に無断で同意書を作成した問題について。まず大町市二重向地区協議会について質問。林務部長は「規約は H21 年 7 月 29 日に同協議会が成立した際のもの。同意書の原本は協議会会長が保管。事務局の期間については平成 20 年度および 21 年度の 6 つの事業で担っていた。」と説明。しかし、会長は「規約は設立時はなかった。」とのこと。同意書の原本については現在大町市役所が保管。また、H23 年 8 月 3 日の協議会の打ち合わせに現地職員が出席し、「添付書類は林務課の職員で作成する。」と 23 年度も事務の代行がされている形跡があった事等、現場と県の説明が全く食い違っている事が明らかになりました。

＊ ＊ 他の地方事務所での闇繰越はあったのか ＊ ＊

いくつかの森林組合関係者などに聞き取り調査を行ったが、「闇繰越は普通にあった。直接言ってくるのではなく人のいい担当者ところに話が来て断りきれず引き受ける形だった。」「検証委員会の緊急点検前に終わってない仕事を早くやれと大騒ぎになっていた。」との証言を紹介し、検証委員会、林務部とコンプライアンス推進室が行った調査では不十分、客観的ではないとしてもう一度検証委員会や法的課題検討委員会の再検証を求めました。

＊ ＊ 不正を事件公表半年前に組織として掴んでいたのか ＊ ＊

9 月議会の林務部長の答弁では H26 年 6 月 18 日（事件公表の半年前）不正の報告があった時に林務部職員に報告した際、対応したのは本庁森林づくり推進課職員 1 人のような説明でした。しかし、実際は林務部 3 課全員が把握していた可能性を指摘。この事実を法的課題検討委員会に説明されていたのか質問しました。総務部長は「非公開なので。」との答弁にとどまりました。法的課題検討委員会に配布された厚い資料には半年前の問題は一切書かれておらず、委員に対して全く説明されていない可能性があります。よって法的課題検討委員会が出した根拠は崩れるのでは、と質しました。

＊ ＊ 監査委員会は独自調査をできる限り公表すべき ＊ ＊

今後 11 人の県職員に対してヒアリング調査を行うと聞いている。監査委員から調査を受ける 11 人の方の説明は黒塗りにせず公表し、明らかにすれば大きく真実に近づかず。県議会に百条委員会を設置し、責任の所在を明らかにすべきと求めました。また、質問の中で**森林税は論外**とも質しました。

＊ ＊この他、県立武道館建設について市民との合意形成をと慎重な対応を求めました。 ＊ ＊

— 質問を終えて —

団の独自調査で得た新しい事実を示し、県の説明の信ぴょう性が問われることを明らかにしました。さらなる真相究明が求められます。